

協議第 17 号

平成 15 年 8 月 20 日確認

各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係その 1）について

各種事務事業の取扱い（ごみ対策関係その 1）について別冊のとおり提出する。

平成 15 年 8 月 20 日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

協議第17号

協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて
ごみ対策関係（その1）

津地区合併協議会

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	ごみ対策関係	分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 一般廃棄物処理業の許可等（ごみ）	<p>一般廃棄物の収集、運搬、処分業の許可等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、市町村長が行うこととされており、その手数料は条例で、申請手続き等は規則で定めている。</p> <p>・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、排出事業者との契約、作業用具の種類・数量、収集運搬車両の写し、車検査証、運搬車両の賃貸借契約書の写し、運搬車両の保管場所の写し、保管場所の所有権を証する書類、収集運搬の方法ならびに作業計画、従業員調書、誓約書、市町村民税の納税証明書、(個人・法人) 法人の場合は貸借対照表、損益計算書の各写し。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 79 業者</p> <p>・収集運搬業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・収集運搬業更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・処分業許可更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1 件につき 1,000 円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 定款又は寄附行為及び登記簿謄本(個人にあっては、住民票の写し)、事業計画概要、事務所及び施設の概要図及び付近の見取図、事業区域及び収集先の調書、車検査証の写し及び自動車の写真、処理施設に係る許認可の状況を示す書類、従業員調書、誓約書。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 17 業者</p> <p>・収集運搬業新規許可申請手数料 1 件につき 4,000 円</p> <p>・収集運搬業更新許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業新規許可申請手数料 1 件につき 4,000 円</p> <p>・処分業更新許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業変更許可申請手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>・処分業変更許可申請手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1 件につき 1,000 円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 定款の写し、登記簿謄本、排出事業者との契約、事業区域調書(収集先一覧表と種類量)、収集・運搬・処分の方法、代表者の身分証明、従業員の住民票、納税証明書、車検査証写し、一般廃棄物処理業許可申請書、一般廃棄物処理業従業員証交付願、誓約書。 ・許可の要件とし、廃掃法第 7 条ならびに、河芸町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第 5 条をクリアすること。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 13 業者</p> <p>・処理業新規許可手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処理業更新許可手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>・処理業変更許可手数料 1 件につき 1,000 円</p> <p>・処理業許可証再交付手数料 1 件につき 500 円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 津市とほぼ同じ。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 8 業者</p> <p>・収集運搬業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・収集運搬業許可更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・処分業許可更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1 件につき 2,000 円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、排出事業者との契約、作業用具の種類・数量、収集運搬車両の写し、車検査証、運搬車両の賃貸借契約書の写し、運搬車両の保管場所の写し、保管場所の所有権を証する書類、収集運搬の方法ならびに作業計画、従業員調書、誓約書、市町村民税の納税証明書、(個人・法人)、法人の場合は貸借対照表、損益計算書の各写し。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 2 業者 処分業 1 業者</p> <p>・収集運搬業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・収集運搬業許可更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・処分業許可更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1 件につき 2,000 円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、代表者の住民票抄本、事務所、収集車両の保管場所、排出事業者との契約、自動車、作業用具その他機能点検用具の種類及び数量調査、許可車両の車検査証写し、許可車両の写真、許可車両の賃貸借契約書の写し、従業員調書、誓約書。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 10 業者 処分業 2 業者</p> <p>・収集運搬業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・収集運搬業許可更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業許可申請手数料 1 件につき 3,000 円</p> <p>・処分業許可更新申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業の変更許可申請手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1 件につき 2,000 円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1 件につき 2,000 円</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>同左</p> <p>・提出書類 事業計画概要、事業所及び事業場の概要図及び見取り図、事業施設の平面図、立面図、断面図及び構造図、法人の場合は定款及び寄附行為、登記簿謄本及び役員の履歴書、個人の場合は住民票の写し及び履歴書、車検証の写し、取扱料金に関する書面 、処理施設に係る許認可の状況を示す書類、廃棄物処理法第7条第3項第4号イ～チまでに該当しない旨を記載した書類、その他町長が必要と認める書類</p> <p>・許可業者 収集運搬業 9業者</p> <p>・収集運搬業許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処分業許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 住民票の写し、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、事業所の見取り図、作業用具の種類・数量、収集運搬車両の写し、車検査証、収集運搬の方法ならびに作業計画、従業員調書、誓約書の各写し。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 7業者</p> <p>・収集運搬業許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処分業許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 事業計画概要、住民票の写し及び履歴書、法人であれば定款、登記簿謄本、事務所、施設の概要図及び付近の見取り図、事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図、車検査証、取扱料金に関する書面、処分業の場合は処理施設に係る許認可の状況を示す書類。 ・許可の要件とし、廃掃法に定めた許可基準ならびに欠格条項をクリアすること。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 7業者</p> <p>・処理業新規許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・処理業更新許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処分業新規許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・処分業更新許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処理業変更許可申請手数料 1件につき1,000円</p> <p>・処分業変更許可申請手数料 1件につき1,000円</p> <p>・処理業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p>	<p>同左</p> <p>・提出書類 事業計画概要、事務所及び事業場の概要図及び構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図、法人である場合は定款又は寄附行為、登記簿謄本及び役員の履歴書、個人である場合は住民票の写し、履歴書、車検査証の写し、取り扱い料金に関する書面、申請者等が法第7条第3項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書面、村長が必要であると認めた書面、一般廃棄物処分業の場合処理施設に係る許認可の状況を示す書面。</p> <p>・許可業者 収集運搬業 1業者</p> <p>・収集運搬業許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処分業許可申請手数料 1件につき4,000円</p> <p>・処分業許可更新申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・収集運搬業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・処分業の変更許可申請手数料 1件につき2,000円</p> <p>・収集運搬業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p> <p>・処分業許可証再交付手数料 1件につき1,000円</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	ごみ対策関係	分科会	ごみ対策分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 リサイクル資源回収活動報償金(集団資源回収)	<p>家庭で生じたごみのうち再利用が可能なリサイクル資源を集団回収活動により、ごみの減量を図ることを目的とし、実施団体に交付。</p> <p>・新聞、段ボール、雑誌類、紙パック、びん、缶布類 4.5円/kg</p> <p>平成13年度実績 子供会・老人会・婦人会・自治会・PTA保護者会など 170団体 総回収量 2,750トン 交付金額 12,375,252円</p>	<p>同左</p> <p>・新聞、雑誌、段ボール、布類、アルミ缶 6円/kg</p> <p>平成13年度実績 子ども会等 61団体 総回収量 1,091トン 交付金額 6,506,430円</p>	<p>同左</p> <p>・新聞、段ボール、雑誌、布類、鉄缶等 5円/kg</p> <p>平成13年度実績 子供会、老人会、PTAなど 8団体 総回収量 369トン 交付金額 1,844,585円</p>	<p>同左</p> <p>・新聞紙、雑誌、段ボール、布類 5円/kg</p> <p>平成13年度実績 小学校、保育園PTA 5団体 総回収量 214トン 交付金額 1,071,100円</p>	<p>同左</p> <p>・紙類、布類、金属類、ビン類等 6円/kg</p> <p>平成13年度実績 子供会・PTAなど 6団体 総回収量 132トン 交付金額 790,074円</p>	<p>同左</p> <p>・古紙、布、びん等 7円/kg</p> <p>平成13年度実績 16団体 総回収量 190トン 交付金額 1,330,054円</p>
11 生ごみ処理機等購入費補助金	<p>生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円</p> <p>コンポスト 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額3千円</p> <p>実績 生ごみ処理機 平成11年度 1131台 平成12年度 792台 平成13年度 421台 コンポスト 平成11年度 27台 平成12年度 22台 平成13年度 52台</p>	<p>生ごみ処理機 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額3万円</p> <p>コンポスト 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額3千円</p> <p>実績 生ごみ処理機 平成11年度 375台 平成12年度 270台 平成13年度 157台 コンポスト 平成11年度 35台 平成12年度 25台 平成13年度 15台</p>	<p>生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円</p> <p>コンポスト 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額3千円</p> <p>実績 生ごみ処理機 平成11年度 340台 平成12年度 125台 平成13年度 103台 コンポスト 平成11年度 10台 平成12年度 11台 平成13年度 2台</p>	<p>生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万5千円</p> <p>—</p> <p>実績 生ごみ処理機 平成11年度 75台 平成12年度 44台 平成13年度 18台</p>	<p>生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円</p> <p>—</p> <p>実績 生ごみ処理機 平成11年度 62台 平成12年度 18台 平成13年度 13台</p>	<p>生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円</p> <p>—</p> <p>実績 生ごみ処理機 平成11年度 101台 平成12年度 83台 平成13年度 38台</p>

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容		8 . 新たに制度を制定する。(合併と同時に) 11 . 新たに制度を制定する。(合併と同時に)		
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
同左 ・古紙、金属くず、布、びん、その他これに類するもの 5円/kg ・回収活動1回について、1万円 平成13年度実績 総回収量 35トン 交付金額 193,160円	同左 ・新聞、段ボール、雑誌類、紙バック、布類 7円/kg 平成13年度実績 子供会・婦人会自治会・PTA・保護者会など33団体 総回収量 537トン 交付金額 3,756,865円	同左 ・新聞、段ボール、雑誌類、缶類 8円/kg 平成13年度実績 子供会・PTA・保護者会など10団体 総回収量 214トン 交付金額 1,710,032円	同左 ・新聞、段ボール、雑誌類、布類 8円/kg 平成13年度実績 老人クラブ、婦人会など7団体 総回収量 189.3トン 交付金額 1,520,000円	ごみ減量、リサイクル活動を推進する観点から各市町村とも補助制度を設けており、新市においても存続させるものとする。 補助金額については、6円/kgを目途に調整する。 平成13年度実績 総回収量 5,721トン 総交付金額 31,097,552円...A (10市町村平均約5.4円) 調整案 6円×5721000kg=34,326,000円...B 影響額 B-A=3,228,448円
生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額3万円 コンポスト 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額3千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 72台 平成12年度 33台 平成13年度 23台 コンポスト 平成11年度 4台 平成12年度 2台 平成13年度 1台	生ごみ処理機 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額2.5万円 コンポスト 1世帯2基 購入費用の1/2 限度額4千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 55台 平成12年度 68台 平成13年度 91台 コンポスト 平成11年度 9台 平成12年度 11台 平成13年度 22台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額3万円 コンポスト 1世帯1基 限度額3千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 131台 平成12年度 123台 平成13年度 582台 コンポスト 平成11年度 68台 平成12年度 22台 平成13年度 10台	生ごみ処理機 1世帯1基 購入費用の1/2 限度額2万円 コンポスト 1世帯2基 限度額4千円 実績 生ごみ処理機 平成11年度 103台 平成12年度 137台 平成13年度 73台 コンポスト 平成11年度 13台 平成12年度 3台 平成13年度 20台	各市町村とも補助制度を設けており、新市においても補助制度を設けるものとする。 1世帯の限度、補助金の限度額は、各市町村で格差があるが、実勢価格を勘案し、生ごみ処理機は1世帯1基、2万5千円、コンポストは1世帯1基、3千円を目途に調整する。 過去3カ年度実績 生ごみ処理機 平成11年度 2,445台 52,030,008円 平成12年度 1,693台 36,014,495円 平成13年度 1,519台 36,706,173円 コンポスト 平成11年度 166台 421,501円 平成12年度 96台 232,667円 平成13年度 122台 355,433円

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	ごみ対策関係	分科会	ごみ収集分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 家庭ごみの収集 【収集回数】	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月 ・リサイクル資源(6分別) 1回/月 ・プラスチック 2回/月 ・金属 2回/月 ・びん 1回/月 ・使用済乾電池 1回/月(燃やせないごみと同時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月(金属再生) 2回/月(埋立) ・びん 2回/月 ・カン 2回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・紙・布 1回/月 ・使用済乾電池 回収ボックスを設置し、随時回収 	<ul style="list-style-type: none"> ・もやせるごみ 2回/週 ・もやせないごみ 1回/週 ・缶・ペットボトル 2回/月 ・びん 1回/月 ・粗大ゴミ 4回/年 ・乾電池・蛍光灯 4回/年 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 1回/週(一部地域) ・燃やせないごみ 2回/月 ・カン類 2回/月 ・ビン類 2回/月 ・ペットボトル 2回/月 ・紙類(新聞紙、雑誌、段ボール、布類、紙パック) 公共施設設置箱 7箇所 ・使用済み乾電池 公共施設設置箱 7箇所 ・粗大ごみ(有料) 4回/年 指定場所・時間内に排出。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月(金属類) 2回/月(その他(プラスチック、リッホ-ス-ル類)) ・カン類 1回/月 ・ビン類 1回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・資源ごみ(新聞・雑誌・ダンボール・衣類布類) 1回/月 ・使用済乾電池(拠点回収) 3~4回/年(随時) 5箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月 ・ダンボール 1回/月 ・タオル・シーツ類 1回/月 ・新聞 1回/月 ・雑誌類 1回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・カン類 1回/月 ・プラスチック類 2回/月 ・びん 1回/月 ・使用済乾電池(拠点回収) 3~4回/年(随時) 11箇所
【業務形態等】	<ul style="list-style-type: none"> ・直営 ・収集業務従事者職員数 H14.4.1現在 職員 109名 臨時職員 11名 合計 120名 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内51町(15,750世帯)のうち 16町(5,833世帯) 業者委託 35町(9,917世帯) 直営 資源ごみは、全域直営 ・収集業務従事者職員数 H14.4.1現在 職員 11名 臨時職員 20名 合計 31名 	<ul style="list-style-type: none"> ・業者委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 新市移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・不燃ごみ ・資源ごみ ・粗大ごみ ・その他のごみ 不燃ごみ~その他のごみに ついては、町のストックヤードに町民が直接搬入。 6回/週(毎週火曜日定 休) AM7:30~12:00 PM1:30~4:45 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 2回/週 ・燃やせないごみ 1回/月 ・缶(4分別) 1回/月 ・びん 1回/月 ・ペットボトル 1回/月 ・紙 1回/月 ・可燃系粗大ごみ 3回/年 ・不燃系粗大ごみ 3回/年 ・有害ごみ(随時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 1回/週(9月~5月) 2回/週(6月~8月) ・燃やせないごみ 1回/月 ・リサイクル資源(7分別) 1回/月 ・使用済乾電池(資源ごみと 同時) 1回/月 ・スプレー缶・ガスボンベ・ 使い捨てライター 1回/月 ・粗大ごみ 3回/年(17箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃やせるごみ 1回/週(10月~5月) 2回/週(6月~9月) ・燃やせないごみ 1回/月 ・リサイクル資源 カン類 6回/年 ペットボトル 5回/年 ビン 6回/年 ・使用済乾電池 公共施設、JAに回収箱設置 ・粗大ごみ 家電類 1回/年 金属類1(大) 1回/年 金属類2(小) 1回/年 家具類 1回/年 	<p>家庭ごみ収集日程や、分類については、その地域ごとに住民になじんでいる部分もあり一度に統一することで混乱を生じる恐れがあることから、合併後も当分の間は、現行制度どおりとするが、新市において策定する一般廃棄物処理計画に基づき、できるだけ早く新市の一体性を確保できるよう整備するものとする。 芸濃町の粗大ごみ有料は無料にすることで調整する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<ul style="list-style-type: none"> ・同左 	<p>直営、委託については、当面、現行の体制とし、合併後、そのあり方を検討する。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	ごみ対策関係	分科会	ごみ収集分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
【分別収集区分】	7種12分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ（粗大ごみ、陶磁器、ガラス、飲料用以外のびんなど） 3 リサイクル資源 ・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・紙バック ・布類 ・ペットボトル 4 プラスチック 5 金属（家電リサイクル4品目を除く） 6 びん（飲料用のびん） 7 使用済乾電池 リサイクル資源の雑誌には紙箱、紙袋、包装紙、ハガキを含む	8種17分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ ・金属再生 ・埋立 3 紙類 ・新聞 ・雑紙 ・ダンボール ・紙バック 4 布類 5 ペットボトル 6 飲食用のびん ・白 ・黒 ・茶 ・青緑 ・生きびん 7 飲料用のカン ・アルミ ・スチール 8 使用済乾電池	5種7分別収集 1 もやせるごみ 2 もやせないごみ 3 資源ごみ ・カン ・ビン ・ペットボトル 4 粗大ごみ 5 乾電池、蛍光灯	8種12分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ 3 カン類 4 ビン類 5 ペットボトル 6 紙類 ・新聞紙 ・雑誌 ・布類 ・段ボール 7 粗大ごみ 8 使用済乾電池 雑誌には、紙箱、紙袋、包装紙、葉書を含む	6種10分別収集 1 燃やせるごみ 2 燃やせないごみ ・金属（掃除機、扇風機、ドライヤー、ストーブ、自転車ほか） ・その他（プラスチック、ポリ、陶磁器ガラス、食料3品以外のビンほか） 3 カン類 4 ビン（食料品のビン） 5 ペットボトル 6 資源ごみ ・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・衣類布類	11分別収集 1 可燃ごみ 2 不燃ごみ（陶磁器、ガラス、飲料用以外のびんなど） 3 新聞（新聞、折込チラシ） 4 雑誌類（本、包装紙、ボール紙） 5 ダンボール（ダンボールのみ） 6 タオル・シート類（ウエスに利用できるもののみ） 7 ペットボトル 8 プラスチック類 9 カン類（飲料用缶、菓子缶、卓上コンロボンベなど） 10 びん類（飲料用のびん） 11 使用済乾電池（拠点回収） 雑誌類には、紙箱、紙袋、包装紙ハガキを含む
【特別収集】	・年末・年始 年末に燃やせるごみ 1日設定 プラスチック 1日設定 ・祝日 実施していない（場合により実施） ・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。	・年末・年始 年末に年末特別清掃として 1日設定 ・祝日 燃やせるごみは、祭日等も実施 ・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。（市民一斉清掃デーなど）	・年末・年始 年末に燃やせるごみ 1日設定 ・祝日 実施していない 土曜日（燃やせるごみ実施） ・自治会による清掃活動、学校のPTAによる1日清掃には、パッカー車を派遣。当日、無理な場合や量が少ない場合は、地区の集積所へ。もしくは、環境課職員がトラックで対応。町主催行事についても同様。	・年末・年始 年末に曜日により燃やせるごみ 1日設定 燃やせないごみ 1日設定 ・祝日 燃やせるごみ、紙ごみのみ実施 ・キャンプ場の収集 夏のシーズンのみ(6月下旬頃～8月)キャンプ場の収集を行っている。	・年末・年始 年末に燃やせるごみ 1日設定 燃やせないごみ 1日設定 ・祝日 燃やせるごみ実施 ・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。	・年末・年始 年末に曜日により燃やせるごみ 1日設定 ・祝日 実施 ・クリーン作戦で出たごみ、白銀搬入ごみ以外は祝日振り替え休日も収集を行う。

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3. 新市移行後も、当分の間現行のとおりとし、随時調整する。(合併後3年程度)
-------	---

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>5種11分別収集</p> <p>1 燃やせるごみ</p> <p>2 燃やせないごみ(粗大ごみ、廃プラ、陶器類等)</p> <p>3 資源ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞 ・雑誌 ・段ボール ・布類 ・缶 ・びん ・ペットボトル <p>4 金属(家電4品目を除く)</p> <p>5 使用済乾電池</p> <p>資源ごみの雑誌には、紙箱、紙袋、包装紙等を含む 当町においては、可燃ごみ以外の収集は行っておらず、住民の方が町のストックヤードに持ち込んでから分別を行っている。</p>	<p>9種12分別収集</p> <p>1 もやせるごみ(台所ごみ、布類、食品プラ、木くず)</p> <p>2 もやせないごみ(金属類、ガラス、陶器、プラ「食品以外」)</p> <p>3 缶(飲料用、食品用)</p> <p>4 びん(飲料用、食品用)</p> <p>5 ペットボトル</p> <p>6 紙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞紙 ・雑紙(チラシ、雑誌、菓子箱、ラップの芯等) ・段ボール ・飲料用紙パック <p>7 可燃系粗大ごみ(家具類、寝具類)</p> <p>8 不燃系粗大ごみ(家電製品「家電リサイクル4品目以外」、金属類)</p> <p>9 有害ごみ(乾電池、水銀入り体温計)</p>	<p>6種14分別収集</p> <p>1 燃やせるごみ</p> <p>2 燃やせないごみ(陶磁器、ガラス、飲料用以外のびんなど)</p> <p>3 リサイクル資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞 ・雑誌 ・ダンボール ・ペットボトル ・びん ・アルミ缶 ・スチール缶 <p>4 粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家具、寝具 ・家電製品 ・金属類 <p>5 使用済乾電池</p> <p>6 取扱危険ごみ(スプレー缶、カセットガスボンベ、使い捨てライター)</p> <p>リサイクル資源の雑誌には、紙箱、紙袋、包装紙、ハガキを含む</p>	<p>6種9分別収集</p> <p>1 燃やせるごみ(台所ごみ、布類、紙類、プラスチック(食品関係)、木屑、その他)</p> <p>2 燃やせないごみ(プラスチック、皮革・ゴム類、陶器・ガラス、金属類、その他飲料用以外のびんなど)</p> <p>3 カン類</p> <p>4 びん</p> <p>5 ペットボトル</p> <p>6 粗大ごみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家電(4品目を除く) ・金属1(大) ・金属2(小) ・家具 	<p>家庭ごみの分別方法については、それぞれの地域において現行の制度でなじんでおり、一時に統一することは、混乱を生じるおそれがあるため、新市に移行後も当分の間、現行どおりとし、随時調整するものとする。</p>
<p>・年末・年始 年末年始に 特別収集 各1日設定</p> <p>・祝日 実施</p> <p>・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。</p>	<p>・年末・年始 年末に 燃やせるごみ 1日設定</p> <p>・祝日 燃やせるごみ実施</p> <p>・各種団体・学校等の自主的な清掃活動のより回収されたごみ収集。行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。</p>	<p>・年末・年始 年末・年始に曜日により 燃やせるごみ 1日設定</p> <p>・祝日 燃やせるごみ実施</p> <p>・自治会、各種団体、学校等の自主的な清掃活動により、回収されたごみの収集、行政が主催又は協賛した行事、イベント等で出されたごみの収集。</p>	<p>・年末・年始 年末に 燃やせるごみ 1日設定</p> <p>・祝日 実施</p> <p>・各種団体等で出されたごみの収集は各団体に依頼し収集している。</p>	<p>特別収集については、各市町村の制度でなじんできたこともあり一時に変更すると混乱を生じる恐れがある。</p>

津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	環境部会
関係項目	ごみ対策関係	分科会	ごみ処理施設分科会

区 分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
3 ごみ処理施設使用料	西部クリーンセンター 廃棄物の重量が20キログラム以下の場合、220円 廃棄物の重量が20キログラムを超える場合、220円に20キログラムを超える部分に係る廃棄物の重量10キログラムについて110円を加算した額	クリーンセンターおおたか 100キログラム当り 1,500円とする。ただし、100キログラム未満にあつては 1,500円とする。 (平成14年10月1日改正)	河芸町美化センター 10kgにつき60円	安芸美清掃センター キログラム20円 10キログラム単位	安芸美清掃センター 同左	安芸美清掃センター 同左

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3.クリーンセンターおおたかの例により調整する。(合併と同時)
-------	---------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
クリーンセンターおおたか 久居市に同じ	クリーンセンターおおたか 同左	クリーンセンターおおたか 同左	クリーンセンターおおたか 同左	使用料については、クリーンセンターおおたかの例により調整する。 同一市域内に於けるごみ焼却施設の使用料は1トン当たり15,000円で一元化する。